

第9回 町民文化センターE S C O事業調査特別委員会会議録

日 時 令和2年3月11日(水)

午後1時開会

場 所 役場4階大会議室

1. 出席者 委員長 田代実 副委員長 中野博
委 員 古谷星工人 内田晃 平野由里子 井上栄一 南雲まさ子
齋藤永 寺嶋正 大舘秀孝
オブザーバー 議長 飯田一

2. 欠席者 委 員 唐澤一代

3. 説明者 執行側 教育課長 教育課課長補佐

4. 議 題 (1) 町民文化センターE S C O事業について
(2) 承認第4号専決処分について
(3) 今後の日程について

5. 審議の内容

委 員 長 皆さん、こんにちは。議員各位には定刻までに御参集いただき、御苦労さまです。ただいまより第9回町民文化センターE S C O事業調査特別委員会を開催いたします。本日が最終回ということで開催させていただきます。

御報告いたします。唐澤一代議員から、体調不良のため委員会を欠席する旨の連絡を受けておりますので、御承知おき願います。よって、本日の特別委員会の委員の出席は、委員11名中10名の出席です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。(13時00分)

なお、議長はオブザーバーとして御出席をさせていただいております。

報告いたします。神奈川新聞から、この調査特別委員会の傍聴があり、許可をいたしました。また、写真撮影、録音、記録用機器の持ち込みと使用についても申し出がありましたので、許可いたしました。事務局より、写真撮影の申し出がありましたので、あわせて許可いたしましたことを報告いたします。御

承知おき願います。

傍聴されている皆様に御連絡します。本日の特別委員会の資料として、委員会報告書修正案をお配りしております。この資料については、退室の際にはお持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、委員会開催後の傍聴希望者の取り扱いにつきましては、本会議の傍聴に準じ、入り口の傍聴希望者名簿に記載していただき、入室を許可することいたしますので、あわせて御承知おき願います。

議長にはオブザーバーとして御出席していただいておりますので、一言御挨拶をいただきたいと思っております。飯田議長、よろしく申し上げます。

議 長 皆さん、午後の眠い時期にですね、お疲れさまです。今、委員長のほうから話がありましたようにね、きょう最終的にまとめ上げたいというような意向でございますのでね、もうこの後は修正ききませんので、きょう一日ですね、慎重審議をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委 員 長 はい、ありがとうございます。それでは、本日の委員会に提出させていただきました資料について説明、確認をさせていただきます。お手元に修正案としてお出しいたしました。この内容につきましては、3月5日、第8回特別委員会でお示した原案について、委員の皆様にご精査していただいた内容を修正して、本日修正案としてお出ししました。ただ、ちょっとこちらのほうの手違いがあります。13ページをあけていただきたいと思っております。13ページ、(3)その他。(ア)議会への報告が遅くなった理由。お手元に、先ほどペラで竹内局長から渡したと思っておりますが、こちらが修正案2が手書きで、見え消しになっているのは、これが正しいということで、13ページは誤りですので×点していただいて、この修正案2のほうでお願いしたいと思っております。

再度確認させていただきます。1ページをお願いします。1ページ、調査に至った経緯。2ページ、特別委員会の設置、3ページ、検査(調査)の概要、4、5、6、7、そうですね、7ページまで。これについて、見え消しで掲載されておりますが、これについては見え消しで修正したものを反映しているという解釈でお願いします。ここまでが委員会報告書の前提論的な内容であると

思います。

次に、8ページから13ページ、特別委員会における質疑応答と問題点と意見ということで、(1)がE S C O事業に関する事項ということで、8ページです。8ページの(1)町民文化センターE S C O事業に関する事項。9ページ、10ページになります。10ページの(2)承認第4号専決処分に関する事項ということで、11、12と続きまして、13ページが(3)その他ということです。

(ア)はペラの修正案2になります。最後が14、15ページがまとめと、このようになっていると思います。

それでは、本日の進行についてお諮りします。13ページの(イ)をごらんになっていただきたいと思います。13ページの(イ)下段です。町民文化センターE S C O事業繰越明許費補正、このことについては3月5日に、本年度で仕上がらなかったため、アスベストが検出されたことによって、工期を5月まで延長してほしいということが3月5日に上程されました。これについて、契約額が変更になると、また委員会として意見を述べなくてはならないこととなりますので、これについて契約変更で金額の増減があるのかということを確認させていただきますので、これについて契約変更で金額が増とらないで、今の予算の範囲でいけば、ここに掲載した14ページの上段まで、13ページの問題点と意見、5行と14ページの3行ですか、これはそのままです。もし金額に変更がある場合は、これにつけ足しということで、前回お話ししたと思います。このことについて、教育委員会の課長から、出席していただいて、この結果を報告していただきます。これを1点目に行わさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、局長、教育課長、お呼びしてください。

(教育課職員 入室)

それでは再開いたします。

教育課長、また課長補佐の石井さん、どうも御苦労さまです。本日出席いただきましたのは、確認事項ということで、3月5日、議案第8号で繰越明許ということで、アスベストが発見されたために、工事を延長して、5月まで行うということで、E S C O事業の繰越明許費補正を行っております。このことに

ついて、今の契約金額、これに関して変更があるのかどうか。それが1点です。あと、契約日がいつまでかと。その2点についてお知らせください。

教 育 課 長 まず1点目の契約金額につきましては、調整中でございますが、企業努力をして、企業側から当初の契約金額内で収めることで、変更することはないと確認しております。

2点目は、契約工期につきましては、5月31日まで工期を延長ということで、それで進めております。以上です。

委 員 長 再確認させてください。今、初めに冒頭、調整中ですがという言葉が入ったんですけど、調整中なのか、契約金額に変更がないのか、決定したのか、その辺をもう一度はっきり回答をお願いします。

教 育 課 長 契約金額内で、変更はないと確認いたしました。

委 員 長 はい、わかりました。ありがとうございます。それでは説明員の方、退室してください。御苦労さまです。

（ 教育課職員 退室 ）

ただいまの件につきまして、13ページをごらんいただきたいと思います。契約金額に変更が出た場合は、この意見につけ加えるということだったんですけども、今、確認したとおり、契約金額には変更がないということで、この表現とさせていただいてよろしいですか。

井 上 委 員 今、説明員の方は、調整中ですがというふうに言ったと私は記憶しているんですが。

委 員 長 6番のお話のそういう質問があったので、私、質問して、再度確認したら、もうそれで決定したということで、調整中ではないというふうに今、回答を私はいただいて、退室していただきました。皆さん、どういうふうに聞こえましたか。

平 野 委 員 そう聞こえました、はい。

中 野 委 員 そうです。1回目は、調整中ですが、契約…努力をしていますので、契約金額には変更はないと言ったんですが、それで委員長のほうから、調整中と聞いたけどもといったら、2回目はね、変更はございませんと、はっきり今言いましたよ。はっきりと。

大 舘 委 員 最後、変更はありませんけれども調整中だと、ちょっと、そのように聞こえたんだけど。

中 野 委 員 そんなこと言わないよ。それは言わない。

井 上 委 員 だからね、退室をね、ほかの方の意見、委員の同意を求めないで、質疑ありませんかという話をね、もう一回すべきじゃないかと私は…。

委 員 長 はいはい、わかりました。じゃあ再確認させていただきます。申しわけないです。暫時休憩します。 (13時11分)

委 員 長 それでは、休憩を解いて再開いたします。 (13時18分)

教育課長、すいません。私のほうの進行で、うまく確認できなかったのも、再確認させてください。現在の契約金額で行うことが決定したのか、調整中なのか、再度回答をお願いいたします。

教 育 課 長 繰り返しになりますが、当初の契約金額内でおさめることで決定しております。

委 員 長 はい、ありがとうございます。一応そういったことですが、質疑等ありましたら、挙手をお願いしたいと思います。

井 上 委 員 その契約内容には工期の変更も伴うということで、先ほど5月31日までという工期変更があったということですので、当然相手方の変更契約に関する書面というのは、今現在も提出されているということで、工期だけで変更で契約金額については変更はないというような記載がある書面が手元にあるというふうに理解してよろしいですか。

教 育 課 長 現在手元にはございません。事務方では20日過ぎぐらいということで見込んでおります。

井 上 委 員 それは、誰がそういう保証をするんですか。責任といますか。今、特別委員会としては、その発言をもとに、これから最終報告となる報告書をまとめるわけですね。そういう書面も何も出されていないのに、先ほど何か調整中だという言葉が一番最初にあったように私は聞こえたんですけども、それが現在の状況じゃないんですか。何で、その書面を出されないと確認できないというふうに私は思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

教 育 課 長 調整中というのは、議員さんおっしゃるとおり、書面が出てないことで調整

中という言葉を使わせていただきました。

委員長 では、再確認しますと、契約金額は変更ないと。それに伴って書面のやりとりは後回しになってると。後から出てくるということでもよろしいわけですね。今の回答でもよろしいですか。

(「いいです」の声あり)

よろしいようでしたら、これで退室していただいて、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、教育課長、どうも御苦労さまでした。退室をお願いします。

(教育課長 退室)

ただいまの回答のとおりでしたので、工事契約に変更がないので、(イ)についてはこの表記でもよろしいでしょうか。13ページの(イ)です。問題点と意見。14ページの上段まで行っております。

(「異議なし」の声あり)

寺嶋委員 13ページ、(イ)の関係ね。

委員長 そうです。

寺嶋委員 前回修正したところがね、直ってないような気がする。13ページの(イ)の問題点と意見、5行目です。11ページと書いてありますよね。わかりますか。これはね、前ページというふうに直さないと合わないんじゃないかなと思いますけどね。

委員長 そうですね。前ページにしてください。「11」を「前」。13ページの一番下ですね。一番下の「11ページ」という表記を「前ページ」に修正をお願いいたします。あとはこの内容でもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

はい、ありがとうございます。

では、次にお諮りします。表紙、目次、その次に1ページから、前提論ですから、7ページまでですね。大きく区切ると、7ページまで、一応見え消し修正で、幾つか、今までののが記載されてますけれども、これでよろしいでしょうか。目次関係もページは変わったけれども、大丈夫だよな。

では、1ページから7ページまで、この網かけ修正ということで、よろしい

でしょうか。

(「はい」の声あり)

では、そのようなことで、次のページに行かせてもらいます。

次、8ページ、特別委員会における質疑応答、問題点と意見。8、9、10、11、12、先ほど調整しました13ですね。それと14ページの上段です。特に御自分が指摘されたところ、この辺についてもう一度御確認いただきたいと思います。

それでは、お諮りします。8ページから14ページの上段まで、4の「特別委員会における質疑応答、問題点と意見」です。これについてはこの見え消し修正で決定ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、異議なしと認めます。

14ページをお願いします。これが今回の一番メインの課題になると思います。このまとめにつきましては、3月5日、総括とまとめと、2つの案が出ました。この案について、皆様の御意見の結果、2案のうちまとめのほうの案を使うということで、もう1案の総括の部分的な内容も入れ込んで一つの修正文とするということで、今回14ページの文章が出てきました。この件について、これを提案していただいた6番委員から趣旨説明をしていただいて、どういったところを直したという説明をしていただいて、その後に竹内局長から朗読すると。それで皆さんの意見を聞いていくと、このような方法で審査していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、6番 井上委員、よろしくをお願いします。

井 上 委 員 趣旨といたしますかね、前回からですね、変わったところがどこが変わったかというところの説明だけをさせていただきたいと思います。

この5のまとめのですね、5行目に「1点目は」というところがあります。前回はですね、そのところは「1点目については、本会議や本特別委員会において町長の行政運営に対する考え方が示された」とあるところをですね、それを「1点目は」までですね、省略をしました。ですので、1点目は町長の考

え方ということで、そこで約1行ですね、削除をさせていただきます。

その次にですね、1点目は、次の3行目の前にですね、「町長は重大な事業である」の前に「地方自治の本旨である議会制民主主義は、議会と執行者が地方自治体においては両輪として自治体運営を図っていくことである」ということで、ここで議会制民主主義の概念的な部分を述べましたが、まとめてあり、それについてはですね、報告書の中にも別に記載もありますので、その議会制民主主義の概念については省きまして、「町長は重大な事業である」というふうにしました。

その後のですね、改修事業が何点か出てきます。それは私のまとめでは補修、町民文化センター補修事業としてあるのをですね、この報告書全体で字句の統一で「改修」に改めるということでしたので、「補修事業」を「改修事業」ということで改めてあります。

段落の下から3つ目の段落で「2点目は」というところがあります。この「2点目は」についても、その次に以前はですね、「行政が事業を執行する上で基本的な手法が適当でなかったことである。それは」というのを取りまして、削除しまして、「2点目は、町にとって大規模事業の工事契約を行う手順について」ということで、そこも約1行ですね、省きました。

その後はですね、「最後に」のところですね、平野委員の案と私の案を折衷をすることで、議会は②のところですね、議会はやはり町長ですね、改修事業の必要性とか財源確保についての努力は理解をしているということが平野議員の案にはありまして、そこは、議会はそれは承知しているんだけどもというところをですね、あらわすためにですね、②としてですね、町民文化センターの改修は長年の課題であるということとですね、その次の、議会は改修事業の必要性と町の財源確保の努力については理解をしているということを入れてあります。その後に、私の文章で「不適切な予算措置、契約行為に係る執行は」ということで結んであります。

その「最後に」のところもですね、その4行を平野議員の案とですね、折衷案をつくるということで、この委員会での意見がございましたので、「最後に、今回の特別委員会の調査及び報告により」の次に「ここに提起した問題点

については、町側には猛省を促したい」ということで、平野議員の案からですね、この一文を取り込む。「今後、松田町において町と議会の適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていく」ということでですね、文章を修正しております。

その次に「さらなる町民の福祉向上が図られることを松田町議会として強く意識し、努めていかなければならない」ということで締めさせていただいております。以上です。

委員長 はい、どうもありがとうございました。ただいまの井上委員から要点説明、修正したところの説明をいただきました。これについて、まず初めに井上委員に質問される方、ありますか。

ないようですので、じゃあ通して朗読のほうを、局長のほうでお願いしたいと思います。

議会事務局長 5、まとめ。地方自治法第100条第1項により、町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行う特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と、自治体の行政を執行する上での基本的となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目は、町長の考え方と議会の考え方及び議決された結果が相入れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。町長は、重大な事業である町民文化センター改修事業について、執行者として起債を伴う大事業は当然当初予算に計上し、他の事業とあわせて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度途中での補正予算で事業執行を図ろうとするのなら、議会に対し丁寧な説明、情報提供、そして早めの対応をすべきであったが、そうした説明や情報提供及び議会での審議時間はほとんどなく、ましてや町議会議員の改選直前の議会に上程したことは、議会軽視と言わざるを得ない。

さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分について議会では不承認とされたにもかかわらず、町民文化センターE S C O事業の工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない執行者の議会軽視の結果となった。

このようなことから、議会として当たり前であるが、議会制民主主義にのっ

とった行政、執行者と議会、それぞれをお互いに尊重する行政により町政運営を行うことが何よりも大事であることを心がけなければならない。

2点目は、町にとって大規模事業の工事契約を行う手順について、行政が民間事業者と契約し、工事等を請け負わせる際、競争入札という基本を遵守しなかったことである。一般的に町民文化センター改修事業という事業の性格から、また1億5,000万円余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では競争の原理が働かず、また想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回執行者がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのようなことを起こさないためには、今後議会として契約行為の内容を常に確認し、不適切な項目を指摘していくという議会の姿勢を強くあらわしていかなければならない。

以上から、本特別委員会を9回開催し得られた結論は、「①議会を尊重しない執行者の判断は、結果町民にとっての利益とはならない。②町民文化センターの改修は、長年の課題であり、議会は改修事業の必要性和町の財源確保の努力は理解している。しかし、不適切な予算措置、契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれず、これは町民にとって不利益となる可能性を含んでいる。」である。

最後に、今回の特別委員会の調査及び報告により、ここに提起した問題点について、町側には猛省を促したい。今後松田町において、町と議会が適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていくことで、さらなる町民の福祉向上が図れることを松田町議会として強く意識し、努めていかなければならない。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。それではお諮りします。このまとめについて、皆様の御意見を伺いながら固めていきたいと、報告書を本日固めたいと、このように考えていますが、そういったことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、異議なしということですので、このまとめについて、この原案に対し

て、修正案に対しての御意見をお願いしたいと思います。意見のある方は挙手をお願いします。

平野委員 井上議員が苦心をして私の案を少し入れていただいて、まとめてくださいましたけれども、さらに私の案の中にあつた自治基本条例に何もこれは言及されてない文案になっていますので、それをどこかに入れてほしいと思い、ちょっとこのようなふう直してみましたので、読ませていただきます。

「最後に」のところからだど…ちょっと、どこに入れればいいかが、なかなか私も迷ったんですが、一応この「最後に」のところちょっと入れられるかなと思って、やってみました。最後に、この特別委員会の調査及び報告により、ここに提起した問題点について、町側には猛省を促したい。ここまではいいんですが、この後に、松田町は協働のまちづくりを掲げ、自治基本条例も制定されている。行政・議会・町民が情報を共有し、知恵を出し合い、問題解決していかなければならない。というふうに、このあたりに入れられるかなと思い、提案させていただきます。

それからもう1カ所…もう1カ所というか、もう一つ、ちょっと月曜日の打ち合わせの中でも言ったんですが、全体を見通して、このまとめまでに至るところもずっと読んでみると、どうもまだ疑いが残るであるとか、問題があるであるとか、そういう部分が散見されていまして、何かこの全体を読んで、もし第三者の冷静な目で読んでいただいたときに、どうもこれは調査を終わらせたくないのかなというふうにとられかねないかと心配しました。そこでですね、「調査が完了する」という一文をどこかに入れなければいけないのではないかと思ったんですが、この井上議員の案の5、まとめの中にそれをどこに入れられるか、一生懸命考えたんですが、ちょっとやっぱりそれが浮いてしまう、おさまりが悪いなというふうに感じるので、例えばなんですけれども、この後に、6、検査あるいは調査の完了という項目を新たに立てておいたらどうかと思いました。

読みますけれども、6、検査（調査）の完了。本特別委員会は、地方自治法第98条に基づく事務検査権をもって検査（調査）を実行し、100条による調査権を執行すべき事項はないと確認したので、この報告書をもって完了すること

とする。というふうに、どこか最後に入れてはいかがかなと思いました。私は2点、この提案をいたします。

委員長 はい、ありがとうございました。それでは、今の平野委員の意見に対して、御意見等ある方は、質問、御意見等、承ります。

井上委員 今、5のまとめの中に自治基本条例を入れるということですがけれども、それについてはですね、特に委員会の中では、ワーキンググループの中でもですね、そういったことに対しての審議とか意見とかは、出なかったというふうに記憶しているんですね。ちょっと、ワーキンググループの中なので私は属してなかったり、いなかったりした場合がありますのでね、それについては不明ですがけれども、そういう何か思いのところを入れるのではなく、ここはやはり実際にこの調査、審議、調査の中でですね、出てきたことについて入れるべきだというふうに思います。それからまた導き出せる結論ですか。その、ちょっと最後のほうはですね、そこから何か憶測されることについての考えを述べるようなところが、6にするとした場合の今の意見ですね。それがあると思いますので、そこもやはり委員会で行ってきた事実なりに基づいたものであるべきではないかなというふうに考えます。

委員長 ありがとうございます。先ほど平野委員から出た意見を、もう一度整理、確認させていただきますと、この文章の後半の中に、自治基本条例の文を入れるというのが1点だと思います。それと、このまとめとは別に、6番として、新しく項目を起こして、検査（調査）の完了ということで、終わったよという文を入れるという2点です。このことに対して、井上委員、意見ありましたけど、ほかの委員の方はどうでしょうか。（発言を求める声あり）つけ加えですか。はい、どうぞ。

井上委員 6番としてですね、これをもって、この委員会が完了するということまではね、それはいいと思うんですよ。その次のね、後段のほうにあった、こういったことから100条云々というところのですね、ちょっと今、平野議員は口頭でしゃべっただけなので、ちょっと文章全体がわからないので、メモできなかったんですけれども。

委員長 一回とめて、すいません。もう一度、平野議員、6番のところを朗読してい

ただけますか。ゆっくりでお願いします。

井上委員 書いてあるんだから、コピーか何かでもらったほうがいいんじゃないですか。

委員長 それはまた最後にさ、ちょっとこれ、とりあえず口頭でやっていて、コピーはまた後で考えますので、お願いします。

平野委員 ほかの修正案も出るかもわからないしね。

では、6、検査（調査）の完了。本特別委員会は、地方自治法第98条に基づく事務検査権をもって検査（調査）を実行し、100条による調査権を執行すべき事項はないと確認したので、この報告書をもって完了することとする。

委員長 メモをとれたと思うんですけど。井上委員の言う後段ですよ。100条による調査権を執行すべき事項がなかったと確認する。その辺のことを言われたと思うんですけど。

井上委員 100条による調査権を執行すべきものはないと確認をしたというんですけども、その確認はどこでやったのかが、私はこれはやってないと思うんですよ。ですので、検査（調査）を完成し、この報告書をもって完了することとするので、100条云々から確認したのでというところはですね、事実ではないので、省くべきではないかということで、先ほど意見をですね、若干修正をして述べさせていただきます。

委員長 ほかの委員の方、いかがでしょうか。

大館委員 井上議員と意見は同じです。100条に関することについては、立ち入ってないと。委員長も最初から98条で、あくまでもそれを入り口論として審査しますと。それでずっとつながってきているわけですから、100条委員会、一回も開いたわけでもないし、ちょっと違うのかなと思います。

委員長 ほかの方はどうでしょう。ちょっとお待ちになってください。平野さんの意見に対して、皆さんの意見をお伺いしていますから。ほかの方はどうですか。

齋藤委員 私もですね、今、井上さんが言われるような、100条までやってない部分でした。何か一度、お金まで用意してやろうという部分まではいったのかなとは思いますが、実際には、委員長の意向のまま行われた部分、98条で結論出しということで行ってきた部分ですので、100条やってないので、その文章はちょっとおかしいかなと思うんですけど。

委員長 はい、ありがとうございます。ほかの方は、よろしいですか、今の3名の方の御意見で。

内田委員 このまとめの文章を見ると、一番冒頭に100条1項によりという見出しが出てますね。だから、私としては今言った齋藤議員とか、調査してないということなんですけど、十分に聞き取り調査等は理事者、担当からもしたということで、私はそれでいいのかなと思いますけどね。だから、最後には98条でという文言を入れてまとめたほうが、すっきりするのかなと思いますけど。このままだと、ずっと、ああだった、こうだったというのを報告してるだけのことで、やっぱり特別委員会としては最終結論的なものは、やっぱり出したほうがいいのかなと思いますけど。

委員長 内田委員に確認です。内田委員の考えは、平野委員に賛同して、その100条の調査権、これは先ほど読まれた内容でいいのではないかと、そういうことですか。

内田委員 そうですね、はい。(発言を求める声あり)

委員長 いや、まだまだ、意見の調整中ですから。そういう意見が出たので、ほかの方、いいですか。平野委員からまた意見求めて。はい、どうぞ。

平野委員 11月12日、第4回委員会において、ちょっと詳細は忘れてしまいましたけれども、このときにかなり、皆さん覚えていらっしゃる、この横長のこれが一回まとまった時点なんですよ。ちょうど井上議員がお休みされたときなんです。これで98条による検査を、この紙でまとめたと思います。そのときに、ここまでまとまったということで、田代委員長はこの後どうやって年末・年始に向かってまとめていくかということ切り出したときに、私の記憶では大館議員が、何で100条いかないのよという意見があり、そこで紛糾し、中断されました。そのときにはっきりと、委員長からはこの98条でやりたいということで私はやってますと。100条にいくのであれば、委員長をかえてやってくださいという提案があり、それに誰も反応されず、そのままになったという記憶があります。ですから、誰も100条には踏み込みたいというふうには、そのときにそれ以上進みたいという意見は出ませんでした。ですよ。記憶されていると思います。

委員長 私はそういう記憶ありますよ。どうぞ、いいですよ。それで何ですか。

平野委員 だから100条に確認してないと、井上議員そのときお休みだったのであれなんですけど、100条にいかないというのは、そこでもう決まったと私は思っていました。

大館委員 考え方が違うな。

委員長 とりあえず、今の意見については…。

井上委員 今のよくわかりません。もう一回説明していただかないとね。それとこれがどういうふうにつながるかをちょっと説明、今のね、11月12日の今の話しされた部分と、この100条による調査権を執行すべきでないと考え、確認したのだというところと、どうつながるかがね、それが今、11月12日に田代委員長の紛糾したことが、それがもうそこでこの事実につながるという意味なんですか。ちょっと、そこをもう一回説明してほしいんですけども。

平野委員 紛糾したのは結果的なことであって、その前段階として、もうこれだけ書類審査も終わったよという皆さんに横長の紙もちゃんと確認したはずですよ。これから、これをどうやってまとめていこうかという話になったときに、大館議員のほうから、いや、また100条いってないじゃないか。実はもっと悪い言い方だったんですよ。100条いってねえじゃねえかというような言い方でした。そこで、いや、私は98条で、ここで済ませるといふふうにして委員長を今までやってきた。それ以上いきたいのなら、どなたかかわってくださいというふうにおっしゃって、そこで紛糾という言葉を使ったのはいけませんが、そこで一旦中断になり、私は逆にね、お2人賛同者でしたから、動議からね、だから、どちらかが引き受けられれば、どうですかと言いましたが、誰も引き受けられなかった。そういうところもありましたので、そして田代委員長がもう一度気を取り直し、ではここでまとめに入りますということで、そして年末・年始のアンケートまで、こういうふうに行き着いて今があるわけです。

委員長 ちょっと待ってください。一回テープ切ってください。

今、平野委員からそういう意見ありましたけれども、それはそれで平野委員の意見ということで捉えていただきたいと思います。修正案その1ということで平野委員の今、意見が出ました。ほかに皆さん、時間あって考えてもらった

と思うんですけども、まとめに対しての御意見、お願いしたいと思います。

中 野 委 員 長 ただいまの件についてですね、今、田代委員長がいみじくも申されたとおりで
なんですね。平野委員と田代委員長が言う100条にまで至らないということの
意味合いがちょっと違うんです。やはり田代委員長は、これ以上やって、悪い
言葉で言うと、非常な犯罪的な部分まで出てしまったならば、町民にとっても
町にとってもプラスにならないから、私は100条まで至らないで、98条で終了
したいということの意味合いですね。平野委員は、100条に至ることの事項は
なかったと確認したと。でも、まだ確認まではいってないんですね。調査した
ら事項の確認があったかもしれないです。そこの意見が違うんです。委員長と
平野さん。

ですから、私はここでですね、私の考えですが、今、6番目として平野委員
が挙げられましたけども、100条のことについて。6番目ではなくてですね、
私はもっと短く、このことの言い回しが、私が私なりに考えたのは、最後の4
行目、まとめのね、最後から4行目、「最後に」というところから、「最後に、
今回の特別委員会の調査は、100条を適用するまでには至らなかったが、この
報告書をもって完了する。なお、ここに提起した問題点について、町側には」
と、こういうふうが続けたらいいのかなと私は、私のこれ、意見です。いいで
すか。「最後に、今回の特別委員会の調査は」、「及び報告により」というとこ
ろを消して、「調査は100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書を
もって完了する。」この一文を入れていただければ、100条はやらなかったよと。
至らなかったんだよということで、ある程度、平野委員の言う気持ちも、これ
で何とか納得していただけるんじゃないかなと思うんですが。これは私の意見
でございます。以上です。

委 員 長 ちょっと確認させてください。今の文章は「最後に、今回の特別委員会の調
査は、100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書をもって完了す
る。」その後「ここに提起した問題点…」。

中 野 委 員 長 「なお、ここに提起した」。

委 員 長 「なお」か。で、続くわけだね。

中 野 委 員 長 そうです。なお、ここに提起した問題点については猛省を促したい。

委員長 そういった意見出ましたけれども、これについてどうでしょうか。質疑応答ということで。1案、2案、また出たのを皆さんずっとやっていきますので。

南雲委員 最初に100条のことが提起してあるので、やっぱり100条のことを締めくくりに載せないはずだと思いますので、今の中野副委員長の意見に賛成です。

委員長 今の中野副委員長につけ加えてなんですけれども…（「南雲委員」の声あり）あ、ごめんなさい。南雲委員、もう一度お願いします。

南雲委員 一番最初のまとめに、100条が載っているんで、この100条に対しての最終的な、最後にとということで、100条をやっぱり載せないと、何か100条で終わることを載せないといけないと思いますので、この中野委員の意見に賛成です。

委員長 はい、そういう意見が出ました。とりあえず今の中野副委員長ののは、その2ということで、修正その2ということで捉えさせていただきます。ほかの方、どうでしょうか。

古谷委員 中野議員の修正案が何か一番報告書の中ではまとまってくるような感じがしますんで、いいかなというふうに思います。

委員長 中野委員の案を支持するというので、よろしいわけですね。はい。
では、次に、ほかに私はこういう提案があるんだという方、挙手をお願いします。今お二方が提案出ております。（私語あり）戻りますか。

井上委員 私は副委員長の案でもいいかなと思うんですけども、委員長はそれに対してどう考えるかを、ちょっと教えていただければと思います。

委員長 私の考えは最後にします。

井上委員 100条に…100条を適用するには至らなかったがという、その一文に対してですね。

委員長 ここだけじゃなくて、私自身も自分では直してきました。私の考えを持っています。ただ、委員長が先に言うのはまずいので、一番最後にお話しさせていただけたらと思います。

井上委員 それは委員長の私案の話でしょう。そうじゃなくて、今の副委員長の案に対しての委員長の意見はどうなのかなということを聞いたかったんです。

委員長 それは最後に私の案を示します。そのときに、これと比較してお話しします。今は控えさせてください。やっぱり委員長は行司役ですから、途中では言いた

くないです。一番最後です。皆さんの意見が出尽くしたときに私は話します。

寺嶋委員 私は特にちょっと考えが浮かばなかったんですけど、修正案ですか、今の副委員長のお考えでよろしいと思います。

内田委員 私もさっき言ったんですけど、私が言いたかったのは、副委員長が出した案なんですよ。最終的にはね、そういうことで98条になったというまとめをしていったほうがいいんじゃないかという意味で、先ほどちょっと言ったんですけど、反対に2名の動議議員がいるんですけど、その方の意見も反対に聞きたいなと思うんですけど。

委員長 じゃあ、今の中野副委員長の意見に賛成ということで、振りかえたということですね。

内田委員 同意とすると。そうですね。

委員長 今、内田議員のほうから動議に賛成した、10番、11番さん、どうですかというお話なんですけど。いかがですか。腹案というか、この意見書のまとめに対しての御意見をお願いします。

齋藤委員 今の前文のところですね、100条に至らなかった、執行するには至らなかった。
委員長 執行すべき事項はなかったと確認した。100条による調査権を執行すべき事項、なかったことを確認した。

中野委員 それは由里子さんだな。

委員長 ごめんなさい、そうだ、失礼。100条を適用するまでに至らなかったがだ。

中野委員 それは私。

委員長 この報告書をもって完了します。

内田委員 まあ、どちらにしてもね。

齋藤委員 適用に至らなかった、結局そこまでいってない部分なので、その言葉がちょっとどうなのかなと、一つ引っかかっています。全体のまとめとしては、すごくいいところだと思うんですけど。その部分だけの対応がどうなのかなと、今ちょっと思っているところです。

委員長 はい、ありがとうございます。

中野委員 今、齋藤委員の意見は、100条までいかなかったということ、だから「至らなかったが」ということで言ってるんです。100条までには至らなかったが。

ちょっと含みがあるんですよ、この言葉には。いろいろと。ね。わかりますよね。

齋藤委員 その至らなかつたって、ないから至らなかつたのか、なかつたから至らなかつたのか、そこまでやらなかつたから至らなかつたのかって、何か意味が、日本語って難しいので、その辺がね。

中野委員 だから、そこまではっきりしちゃうと、由里子さんの言った言葉でいいですよ。ね。事項はなかつたって。でも、事項はなかつたと言うと、さっき反対された、事項あったじゃないかよ、もっと徹底的に突っ込めばってことになっちゃうんだよ。そうでしょう。けども、私はやっぱりそれが今、さっき委員長は前回のときに、そこまでやったら町民の利益にも、町の利益にもならなくなっちゃう、紛糾しちゃうんだよと。だから私は98条でおさめておきたいんだということを言ったでしょう。だからこういう言葉になった。もろもろ含んでいるんだよ。もし突っ込んでいったら、もし反対者が出ちゃうかもしれない。そうでしょう。また、出ないかもしれない。だから、含みをもって私は「至らなかつたが」ということで、折衷案ですよ、折衷案の言葉。私はね。

大舘委員 今いろいろ意見が出てますけれども、その中で、先ほど委員長が含みを持たれた説明をされました。それでですね、私は最後に委員長の意見を聞いて、それで判断したいと思います。

委員長 12番からそういった御意見出ましたけども、ほかの方、私の考えはこうだという方、ありますか。ないですか。

中野委員 平野委員は、私の言った言葉に対して反論ないですか。いいですか。じゃあ結構です。

委員長 それでは、皆さん意見出ましたようなので、私、最後に、私の私見、委員長ではなく、一委員として申し上げます。まず初めに、令和元年10月3日、町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議。地方自治法第100条第1項の規定により、次のとおり町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行うと。で、一番下の第3、3の調査権限の1行目の後半です。地方自治法100条第1項及び同法第98条第1項の権限を町民文化センターE S C O事業調査特別委員会に委任するとなっております。ですから、ここでは100条と98条

と、2つをうたっています。

それを受けてね、4ページで、私が委員長になったので、軌道修正をさせていただきます。それが(2)の検査(調査)方法です。本委員会は、まず地方自治法98条云々と、重点を置き、執行機関に対する検査を進めることとし、権限や罰則がより厳格となる第100条1項による調査権の行使は、執行機関以外の第三者に対象が広がることもあり、慎重に取り扱う方針としたと。これが一つの今までの進めている時系列の展開だと思います。それで98条で粛々とやってきたということがありますので、私の素案は、もとに戻りまして、14ページです。まとめ。一番上段です。「地方自治法第100条」から2行目の「特別委員会を設置した理由は」、これをカットします。100条をもってくると、もう途中で98条で軌道修正しているんですよ。初めは100条で上げたけれども、実際の検査、調査は98条なんですよ。だから1行目から2行目の「調査を行う」までカット。2行目の頭まで「調査を行う」までカットです。その後です。「特別委員会を設置した理由は」の前に、「この」を入れてください。繰り返します。「地方自治法第100条」から2行目の「関する調査を行う」までカット。一番初めの入りが「この特別委員会を設置した理由は」、そこのかぎ括弧です。

中野委員 町長のところね。かぎ括弧。

委員長 かぎ括弧。これはちょっとすいません。これはいらない。

3行目、執行する上での基本的の「的」はね、取らせてもらったほうが。基本となる契約等の執行が適正になされたかということである。

ずっといきまして、中段です。「さらに」です。その下かな、「さらに」の下の2行目です。専決処分を行い、その専決処分についてをね、これを「を」です。その専決処分を議会が、「議会では」を消してね、議会が「不承認とされた」ではなく、「不承認としたことにもかわらず」。町民文化センターが何回も出てくるから、この次の町民文化センターESCO事業はカットします。

「町民文化センターESCO事業の」までカットします。で、「まさに二重に議会の意思を尊重しない執行者」という言葉がある程度出てくるんですけど、町長と執行者という使い分けを私はさせてもらいました。だから、ここは「町長」のほうがいいのかなくて感じがしています。

中野委員 わかりやすいのは「町長」だな。

委員長 町長の議会軽視の結果となった。このようなことから、1行抜かして、その後の「執行者」を「町長」です。「町長と議会、それぞれお互いに尊重する」の、そこを「町長」です。

2点目は、町にとっては略します。2点目は、大規模事業の工事請負を行う手順について、「行政が」を「町」にしてください。「町が民間事業者と契約し、工事等」云々。ずっとって、一般的に町民文化センターの3行目のおしまいが「また」がありますよね。これ、2つあるんですよ。一番上の一般的に町民文化センター改修事業という事業の性格から、「また」が1個入っているんです。また1億5,000万。これは、上を生かして、それから3行目の「競争原理が働かず」の下の「また」は取る。「働かず、想定外の工事等が発生する」云々。

次です。今回、執行者、これを「町長」にさせていただいています。

一番下の14ページの一番下段です。それも議会を尊重しない執行者を「町長」にさせていただいています。

右のページの一番下です。ここが皆様と私は違います。読み上げます。最後に、今回の特別委員会の、ここからです。検査（調査）、今回の特別委員会の検査（調査）は、この報告書をもって完了する。この報告書をもって完了する。要するに100条を不問にしています。100条を出すと、ああだ、こうだってなってきますから、私の場合は、ここは100条を不問として、ここで終わります。要するに98条の調査はここで終わるということを言っています。

その下の段、問題点について、町側には、これを「町長」です。町長に猛省を促したいと。

では、通しで初めから修正したところを確認の意味で読まさせていただきます。

5、まとめ。1行目から2行目の「調査を行う」までカットします。

一番初めの入りです。この特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と自治体の行政を執行する上での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

それから3行目にね、末尾に「執行者」とあるんですよ。この「執行者」はこれでいいのかなというふうに感じて、これは無理に直してないです。

ずっと下がって、「さらに」ですよ。さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず。その後の「町民文化センターE S C O事業の」までは取ります。工事請負契約を締結したことまで、ずっと流します。二重に議会の意思を尊重しない、これは「執行者」を「町長」です。尊重しない町長の議会…何かおかしいな。ここ接続がおかしい。これは取ってもいいな。全部取っちゃって、「町長」を入れないで、尊重しない議会軽視の結果となった。ここがちょっとね、接続詞は考えてください。「町長」を取ってもいいかもしれない。ここの「尊重しない」から「議会軽視」の間、接続詞を考えてください。

その下の行です。「執行者と議会それぞれお互いに」を「町長と議会それぞれお互いに」。

2点目は、「町にとって」を取ります。3点目は、大規模事業の工事請負を行う手順について、町が民間事業者と契約し、工事等。

それから3行目の一番後部です。「また、競争原理が働かず、また」、その「また」は取ります。上段に「また」がありますので、下は割愛します。

その次です。今回執行者が、この「執行者」を「町長」です。

14ページ下段、①議회를尊重しない執行者を「町長」です。

最後の15ページの「最後に」です。最後に、今回の特別委員会の検査（調査）は、この報告書をもって完了する。それ以降は、ここに提起した問題について、「町側」を「町長」です。町長に猛省を促したい。ということで、この後ろだけ読むと、先ほど井上委員がこれどうだと言われたんですけど、私の場合は前と関連性を持たせて、こういったことで考えました。

以上、一委員の田代の私案を終わります。何かありましたら、質問ありましたら、お聞きになってください。

ではお諮りします。今、平野案が1案、中野副委員長案が2案、それで、3案が私になるのかな。3つですよ、今出たの。それを見え消しでペーパーに

して、3つの中でどういうふうによじめていくかと、そのような方向で進めたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

内 田 委 員 長 ちょっといいですか、すいません。今、平野委員と副委員長の案は、わかりました。今、字句の関係で、ちょっと私なりにも直したところもあるんですけど、それを今…。

委 員 長 それは内田委員の素案じゃなくて、みんなのを聞いたのを直したわけ。自分の素案ですね。はいはい、どうぞどうぞ。

内 田 委 員 長 言い回しとかね。それをちょっと今、委員長の意見を聞きながら、ちょっと私も直したところがあるんですけど。ちょっとよろしいですか。先ほど…何行というのかな。

井 上 委 員 長 ちょっとね、わからなくなっちゃうんでね。何かあれで、それをもって見え消しのやつ、私のも。内田委員のも、一応持って行って、見え消しの案で、ちょっと打ち込んでもらって、それをやってから、これにまたさらに書き込んでやうと、どれがどれかわからなくなっちゃいますよ。

委 員 長 要するに、今のこのペーパーを、新しく修正したもの1案、2案、3案、4案を出してもらって、それに見え消しでよじめていく。そういう進め方じゃまずいですかね。メモをある程度したから、大体言われていることはわかるんですけど。

井 上 委 員 長 これをもう一回書き直すということ。

委 員 長 ですから、このまとめに対して皆様から意見出ましたよね。それを見え消しで4番案、8番案、5番案、3番案にするということです。

井 上 委 員 長 打ち直したやつをでしょう。

委 員 長 打ち直しじゃないです。見え消しです。見え消し、手書きです。

井 上 委 員 長 だからそれがね、もうそれには、書いてあるわけですよ。それにまたさらに内田案を書き込むとね、どれがどれだかわからなくなっちゃうので、それを全部打ち込んだやつをね、局長のほうで4通りを出してもらったらいかがでしょうかという提案なんです、私のは。

委 員 長 今そういうふうに私、言ったつもりですよ。

井 上 委 員 長 打ち込んでと言わないでしょう。さらのやつをでしょう。

委員長 井上さんが提案されたものに、修正したところをおのおの手書きで入れる。
言ってることは同じですよ。打ち込むか手書きかです。

井上委員 打ち込んだやつを出してもらったほうがいいんじゃないですか。それで、今、
もう3案は局長が今、メモをされたわけでしょう。

委員長 局長つくれる。

議会事務局長 あと平野委員のペラをもらえれば。少し時間いただければ作れます。

委員長 どのくらいですか。

井上委員 みんなそれぞれ書いてきているんだから。

内田委員 もしあったら、私、これでやっているから、これをコピーすれば。

委員長 そのほうが早いと思うんだよね。わかりやすいし。

井上委員 委員長が言ってるのは、もう一回この最後のやつをみんなに回したらという
意味じゃないの。

委員長 同じことだよ。同じことを言ってるんだよ。ただ打ち直すんじゃないで…。

内田委員 4種類をつくるということでしょう。

委員長 そうそう。そういうことだよ。

平野委員 4種類手書きが入るものができるということでしょう。

委員長 それのが早いんじゃないの。

平野委員 そのほうがわかりやすい。シートを別にしてね。そうだよ。わかりやすい、
そのほうが。

委員長 もう一度お話しします。これが真っさらなものに平野委員が主張されたこと
を手書きで見え消ししていただく。

平野委員 というか、私はこのまま渡せばいいんです。これをコピーで。

委員長 で、中野委員。

中野委員 俺は1行だけだから。たった1行だから。

内田委員 私はこの見え消しでつくってあるから、これをカラーコピーすれば、赤字の
ところが。

中野委員 委員長のが一番直すんだよ。

平野委員 委員長の細かいから、でも、その委員長はそれを見てるから、コピーすれば
いいんじゃないの。それ、入ってるんでしょ、修正が。

委員 長 では、局長に修正したものを作ってもら。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

暫時休憩とします。(14時23分)

委員 長 休憩を解いて再開いたします。(14時55分)

修正案について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局 長 それでは、番号のついてない修正案は、今回報告書のほうで提出していただいたものを見え消し、マスキングになっていたところを外したものです。ですから、これが本日一番最初に配った修正案のまとめになります。①が平野委員が言ってくれた、裏面が主になると思います。ここのマスキングしてあるところ、それと6番の追加というものを入れています。ちょっと誤字・脱字があったら平野委員、後で訂正をお願いします。修正案②というのが田代委員からの修正になります。修正案の③が中野委員で、裏面の、この一部分ですね。マスキングしてある一部分が変更になっている状態です。以上でございます。

委員 長 事務局からの説明が終わりました。内田議員のは、先ほど説明なかったんですけれども、字句の修正という解釈でよろしいですね。(「そうですね」の声あり)では、内田委員の参考にさせていただいて、この修正案、それと①、②、③で絞り込みができたときに、最後これを突合すると、そのようなことで進めさせていただきますので、よろしくお願いします。

再確認の意味で、もう一度直したところの確認も含めて、それぞれの発表者をお願いしたいと思います。1番は修正案、井上さんは略しまして、次に平野委員、お願いします。

平野委員 読めばいいんですか。直したところ。

委員 長 そうですね、間違いがないかどうかね。

平野委員 じゃあ、裏面の「最後に」から読んでいいでしょうかね。最後に。この特別委員会の調査及び報告により、ここに提起した問題点について、町側には猛省を促したい。松田町は協働のまちづくりを掲げ、自治基本条例も制定されている。行政、議会…これ「。」だね。されている。行政、議会、町民、ここは行政、議会、「・」ですね。議会・町民です。が情報を共有し、知恵を出し合い、

課題解決していかなければならない。今後、町は意思決定機関としての議会を尊重し、適正な行政運営に努められたい。我々議会としては、議会制民主主義を強く意識し、行政と議会と町民のよりよい関係を再構築してまいりたい。6、検査（調査）の完了。本特別委員会は、地方自治法第98条に基づく事務検査権をもって検査（調査）を実行し、100条による調査権を執行すべき事項はないと確認したので、この報告書をもって完了することとする。

委員長 ありがとうございます。次に、私の2案です。私のほうは、先ほど申し上げましたとおり、初めの100条という言葉、これを取らせていただくというのが大きい考えです。したがって、末尾についても、100条という言葉は使わないで、この報告書をもって完了すると。今回の特別委員会の検査（調査）はこの報告書をもって完了する。これが皆さんと一番違っているところだと思います。

あとは町長と執行者という言葉がいろいろ混ざっていたので、初めの流れから、ずっとこの報告書を見ると、やはり町長に対してのものでありますので、町長というふうに、統一させていただいています。

それと、あと真ん中のところかな、専決処分を議会在不承認とされたというんじゃないで、議会在やったんだから、「した」と。したにもかかわらずというのが皆様と違うのかなということでございます。以上です。

中野委員 裏面になりますね。わずか1行のことですが、この100条を入れるか入れないかということに、少しだけ紛糾したことになるかと思えます。委員長の先ほどの説明では、委員長は100条という文言を削ったんですけども、町民は100条委員会設置ということは、もう既に町民自体はそういうふう感じ取っております。設置されたんだということで、この最後の報告にですね、100条はどうしちゃったのよとまらないためにも、私は100条までには至らなかったということを入れたほうがよろしいんじゃないかということ、先ほど申しましたとおり、最後に今回の特別委員会の調査は、100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書で完了するという一文入れたいということでございます。以上です。

委員長 はい、ありがとうございます。それでは、ちょっと整理させていただきます。

今回の論点について、この100条の文言。これが全般的に一番大きなウエート
を占めていたのかなというふうに感じます。したがいまして、今、井上6番委
員の案から平野委員、私、副委員長、全部で4案出てます。これについて、
100条の書き方がいろいろなんですけども、どういった方向がよろしいのかと。
これについて皆様の御意見を聞いてよじめたいと思います。よろしくお願ひし
ます。

もう少し絞り込ませてもらいます。まず、末尾ですね。一番わかりやすいの
が、井上委員は100条の一番末尾の文言がないと。平野委員は6番として、し
っかり項立てをして説明文を入れてると。それと私のほうは、100条という言
葉はないんだけど、この委員会は完了するよと、終わりにするよと。中野副委
員長のほうは、100条をぼかして、100条を適用するまでには至らなかったと。
この4つについて、絞り込みを最初にしたらいいのかなと思いますが、このよ
うな進め方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、皆さん、御意見、よろしくお願ひします。

井上委員 今のですね、100条の字句が入っている文章の取り扱いについてということ
限定をされた案としましては、中野案、最初のですね、一番最初のまとめの1
行目のところでは、まとめでどういうふうな形になっているか、これ、この報
告書の冒頭にもあるように、これはその理由をしたということ、それを最
後にというところの中で、100条第1項により、特別委員会を設置をしたとい
う説明に対して、最後の裏面のほうで中野案のほうですね、100条を適用す
るまでには至らなかったがということ、締めている案としてはですね、私は賛成
です。

委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

南雲委員 この100条ということ、町民が皆さん注目したこのESCO事業なので、
100条を入れたほうがいいのかということ、中野委員のこの案に賛成いたします。

委員長 ありがとうございます。ほかの方、いかがでしょうか。

大館委員 私は委員長の思いを酌んで、委員長案を賛成します。

委員長 ほかの方、どうでしょう。

寺嶋委員 修正案3番で賛同します。

委員長 8番 中野副委員長案ですね。

では、お諮りします。絞り込みということで、今、修正案3と2が上がっていますね。修正案1と井上さんの修正案、番号がついてないもの、これについては、とりあえずいかがでしょうかね。もしこの2つが支持されなければ、2番、3番でよじめる。または、修正案1もいけるよということであれば、もう少し議論するという事なんですけど。いかがでしょうか。2番、どうですか。

古谷委員 さっき私も申しましたけど、中野案で、3番でオーケーしたいと思います。

委員長 では、今、後段の最後の部分です。それについて修正案2か3か、これしか意見出てないんで、最後の末尾の締めのところの採決とってよろしいでしょうかね。

(「はい」の声あり)

いいですか。では、修正案2に賛成の方、挙手をお願いします。

はい、1名。

修正案3に賛成の方。

はい、賛成多数です。では、一番後ろの締めは、中野副委員長の案、これでいかせていただきます。

あと残りはこれから議論したいと思います。

内田委員 あとは字句だから。

委員長 というか、それ以外に。

井上委員 2案は…3案は、1行目と最後の、最後から4行目がセットでいいんじゃないですか。

委員長 そうですよ。

井上委員 だから、1行目の特別委員会を設置した理由というのは、そこへ100条というのが入るということで、それは確定したわけですよ、今の話で。

委員長 そうですね。じゃあ、その辺も確認させていただきます。一番上段に戻って、修正案の3、地方自治法100条第1項により、町民文化センターESCO事業の事務に関する調査を行う特別委員会を設置した理由は。これはそのまま生かして、末尾とリンクさせると。この辺はもうここで固めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、異議なしと認めます。それ以外のことについて、順に修正するかどうかを議論してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、そのように進めさせていただきます。今ある資料を見ていただきたいと思えます。

まず、修正案2、「基本的」を「基本」にしています。これについていかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

「基本」でよろしいですか。では、そのようにさせていただきます。

ずっとって、内田さんのほうですね、これが赤であるのが、審議時間もほとんど取られず、「まして」を消して、町議会の改選直前の議会に上程し「たこと」は切る。上程し。

内 田 委 員 その次に「議会軽視」というのが出てきます。次にまたすぐ「議会軽視」が出てくるから、1つでいいと思って、「上程し」で、「さらに」に続けちゃって。

委 員 長 あ、これ、ずっと切っちゃうね。

内 田 委 員 うん、そうそう。

平 野 委 員 一文が長くない。

井 上 委 員 1つずつ切ったらどうですか。

委 員 長 1個ずつって、どういうふうなやり方ですか。

井 上 委 員 この今ありますように、審議時間のところまで、ここから始まっているんですよ。

内 田 委 員 そうですね。

井 上 委 員 その「は」は「も」にするか「は」にするかというふうだね。いかがでしょうかと確認していかないと、全体だとどこを…。

中 野 委 員 一つ一つ決めていっちゃったほうがいいのかということでしょう。ここでね。

委 員 長 ただね、一文までいっていいわけでしょう。一文の一つのくくりで。そこだけという、今も先ほど4番からお話出たんですけども、「さらに」まで「、」でいって続くと、ちょっと長過ぎるんじゃないか。長くなってしまう。

平野委員 切れ目がない。

井上委員 文字数はね、行が違うしね、どこだかよくわからない。「さらに」というのはどこ…何行のところ。「さらに」その次の…。

内田委員 そう、次の行に。

井上委員 そこまで、その前の…。

委員長 「、」ないと無理だよな。

中野委員 これで切れてるじゃん。「。」で。

井上委員 だから、そこまでで、その内田案の修正案について。

中野委員 もと、取られる、だな。

委員長 その前に、ちょっと内田議員に確認します。「議会軽視と言わざるを得ない」を一回切ったでしょ。重ねてるからって。

内田委員 そうですね、うん。

委員長 それはどこと重なってますか。議会軽視。

内田委員 次にまたね、議会軽視の結果となったと出てくるんですよ。次の4行目の。

委員長 ああ、最後のほうだな。

内田委員 だからそこを、議会軽視というのは1つでいいかなと思って。そうすると、この議会軽視と言わざるを得ないというのを消しちゃって、最後に「言わざるを得ない」というふうにまとめたんですよ、1つの議会軽視と言わざるを得ないという。4行目ぐらいね、後のね。

委員長 ただ、ずっと長くなっちゃうでしょう。

内田委員 そうか、文章が長くなっちゃうかな。

委員長 一回切ったほうがいいんだよね。

内田委員 途中で切らないと。

委員長 じゃあ、皆さん知恵をちょっと出してください。今の上段で一回決めたいと思います。議会での審議時間もほとんど取られず、町議会議員の改選前の議会に上程し、この後一回切りたいということなんですけれども、どうでしょうかね。

平野委員 今のは、この議会軽視のところ、もういじらないで、逆に次の段階…段落でもう一回あるよと言われたので、そっちのほうを消したらどうですか。尊重し

ない結果となったというふうにすれば。

委員長 そうだな。はい、いいですか。

井上委員 それは尊重をしないと、その2つがですね、E S C O事業を締結をしたことと、その前の不承認とされたにもかかわらず、したことと、その前の改選間際の専決処分、それぞれが、2つがですね、議会軽視であるので、その前の段の議会軽視は、改選直前の議会に上程したことに対する意味なんですよ。それを3つぐらいをまとめるって、難しいかな。

内田委員 「さらに」って続いているんだから、上とリンクしてるんでしょう。上もそうだけど、これもそうだよということ。

委員長 さあ、どうしましょう。

内田委員 「上程した」で一回切っちゃうのかな。改選直前に議案上程した「。」にして、さらに。

井上委員 そのところの段落を取っちゃって、上程し、さらに…上程し「、」で、さらにと続けても大丈夫。

平野委員 長くなる。

中野委員 長いというんだよね。

内田委員 私はだから議会軽視を2つ入れることないんじゃないかという、一つの考えで、そうにしちゃったんだけど。

平野委員 でも、2回目のは、これ、同じことを言ってるでしょう。議会の意思を尊重しないが、イコール議会軽視だから、こちらはいいんじゃないの。

井上委員 こっちを無視したら。尊重しない…。

委員長 でも、まあ確かにそうかもしれないけど、町民からすれば同じように聞こえちまう。

内田委員 と私は思うんだけど。

委員長 ちょっとフリートキングになっています。申しわけないんだけど。一つの案として整理させていただきます。「さらに」の前を「、」でいくと、一文が長すぎてしまうということで、平野議員の案のとおり、上程したことは議会軽視と言わざるを得ないということで、それはそれで生かしておく。それで、末尾のほうが、井上議員の意味は違うんだというお話はあるんだけど、まあ、

大きく見れば大同小異でということで、後ろの議会軽視は切ってもいいんじゃないかということで提案いたしますけど、どうでしょうか。

中野委員 尊重しない結果となったというのかな。尊重しない結果となった。

内田委員 そうじゃないと締まらないね。

委員長 じゃあ1字ずつぶしていきます。そうした説明、情報提供及び議会での審議時間もほとんど取られずでいいですか。これは井上さんと内田さんの、意見になると思うんですけど。井上案に対して、こういうふうにしたほうがいいということですけど、いかがでしょうか。

(「結構です」の声あり)

いいですか。じゃあ、時間もほとんど取られず、はい。「まして」を消して「町議会議員の改選直前の議会に上程したことは議会軽視と言わざるを得ない。これでよろしいですね。

平野委員 ちょっとすいません。その前に…。

井上委員 「まして」というのは、「さらに」という意味ですから。

委員長 生かしてほしい。はい。よろしいですか。「まして」を生かして。よろしいですか。

平野委員 その前の箇所、すいません。今の段落のもうちょっと上なんですけど、年度途中と年度中途を何回か竹内局長も読み方間違えちゃうんですけど、どっちがいいんですか、これ。年度中途、年度途中という。

委員長 「中途」のほうかな。どうだろう。

内田委員 行政用語だろう、中途、途中。

平野委員 行政としては「中途」なんですか。

内田委員 そうだね。

中野委員 一般的には「途中」だよな。町民向けには。

内田委員 一般に見ると「途中」なんだよね。

井上委員 それは今、訂正案じゃないことにかけて時間は。

中野委員 いいよ、これで。

委員長 そうだな。よしませう。今出てることにしましう。それやると、もう次々に出るので、申しわけないです。ここでは今出てるものを議題にさせても

らいます。

中野委員 議会用語なものな。

委員長 では、確認します。審議時間もほとんど取られず、「まして」は生きます。まして町議会の改選直前の議会に上程したことは議会軽視と言わざるを得ない。その後、さらに町民文化センター改修事業の補正予算についても、「も」が入ります。町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分について議会は不承認…ここがちょっと私のが入ってくるんだよな。ここは私のを入れてください。議会はその専決処分を行い、行い。その専決処分についてのね、「についてを」だよ。その専決処分を議会在が不承認とした。にもかかわらず、これからね、私のはね、松田町民文化センターESCO事業を全部抜いちゃってるんですよ。前後でね、多分わかると思うので、松田町民文化センターESCO事業…。

平野委員 ごめんなさい。さっきなぜ「も」になったんですか、これ。「ついても」って。委員長 審議時間も。

平野委員 補正予算について「も」を入れたじゃないですか、今。内田委員から。この「も」は何で。

内田委員 これ、だからその前の1つ切っちゃったから、議会軽視という言葉をね。だから、その前のことについてもという意味で。

平野委員 じゃあ、今は入れなくていい感じ。

内田委員 そうなるね。

委員長 そうかそうか。「さらに」の行の町民文化センター改修事業の補正予算についても「も」は取ります。なしです。補正予算について、町議会の改選間際に云々。で、私の案としては、松田町民文化センターESCO事業、そこまで取っちゃいます。「事業の」まで。にもかかわらず、工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない結果となったと言わざるを得ない。この辺どうでしょうか。

中野委員 「言わざるを得ない」が2つになっちゃう。

委員長 ここは取っちゃっていいですか。

中野委員 取っていいやな。「結果となった」でいいじゃない。ね。

平野委員 内田案に、さっきほら、1回目の「言わざるを得ない」を取ったから、ここにつけたんだものね。だから…。

内田委員 そうです。

平野委員 今はいらないと思います。

内田委員 そういうことですね。

委員長 じゃあ、ここまで、いいですか。もう一度読ませていただきます。さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず、工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない結果となった。よろしいですね。

(「はい」の声あり)

それから、ずっといって、私の案が出てくるのかな。「このようなことから」のところ町長なんだよな。行った行政…一番上の段です。行政の次が執行者になっているのが町長だ…そうだな。行った、町長。で、町長と議会、それぞれお互いに尊重する行政により云々だ。よろしいですか。「執行者」を「町長」に言いかえます。

中野委員 いいですか。今の、このようなことから、議会として当たり前であるがから3行。心がけなければならないというのは、前文が長過ぎるので、削るならこれはね、議会としての心構え、当たり前のことを今さらもうこんなこと、うたうことはない。だから削っちゃったほうがいいと思います。

委員長 3行削るということで今、提案です。

中野委員 文を短くするのに。それで、いきなり2点目は入って、何にもおかしくないと思います。今さらこんなこと、うたうことはないと思います。当たり前のことですから。

委員長 よろしいですか。ここは、じゃあ3行削るということで決定させてもらいます。

はい、2点目からです。ここでは、私の案では「町にとって」は取っています。大規模…2点目は、大規模事業のです。手順について、工事契約を行う手順について、「行政」を「町」にしています。「行政が」を「町」です。民間事

業者と契約し。もうずっとそれでいってますね。内田委員のこれは、変わるのか。一般的に町民文化センター改修事業という事業の性格から、またというのが印ついているんですけど。内田委員、どうですか。

内 田 委 員　これはね、一般的にというか、今回はもう町民文化センターのことですから、「一般に」は抜かしちゃって、いきなり「町民文化センター」。

中 野 委 員　取ってあるんだな、内田氏はな。

内 田 委 員　もういらないだろうということで。あと、文章の続き方として、町民文化センター改修事業1億5,000万余の事業費から見ても。事業、事業と続いちゃうから、言葉でね。

委 員 長　それだったら、初めに入れちゃったら。町民文化センター改修事業費1億5,000万余の…。

内 田 委 員　そうです。それでもいいですよ。

委 員 長　余からだな。余から見ても。それでよろしいですか。特に井上委員、どうですか。

井 上 委 員　そこはですね、改修事業だからというね、普通の例えば建築とか新設の工事とは違う、改修なのでということとをそこでは言いたい。だから、事業の性格というのは、改修工事という性格からという意味合いがあるので、そこがなくなっちゃうと、ちょっと。

委 員 長　プロポーザルでやるべきじゃないということ言ってるんだからな。

井 上 委 員　そうそう、そうそう。改修事業だからプロポーザルで、なおかつ1者随契でやってしまうと、適当じゃないよということ言いたかったの。

内 田 委 員　私もここ悩んだんですよ。今、井上さんが言うとおりの。どうするのかなと。

井 上 委 員　「一般的に」は取っちゃってもいいと思います。

委 員 長　「一般的に」は取りましょう。「一般的に」は取って、町民文化センター改修事業という事業の性格、これは生きにしましょうよ。そういう意味でね。生き。局長、最後に読んでもらうからさ、しっかりメモしてください。

井 上 委 員　直しちゃっていったらいいんじゃないの。

委 員 長　全部直してからだよ。今すぐじゃなく最後にです。で、ここで…いいですね、「今回」の前までは、あとはないですね。

「今回」のあと、「執行者」を「町長」にしております。これはよろしいですか、それで。①ですね、①に「執行者」を「町長」です。で、このページはなし。

もう、あとは最後のところは③の…。

内 田 委 員 私、②で直してあるけど。

平 野 委 員 ②がちょっと直ってるね、内田案。

内 田 委 員 そうじゃなくて、文章。

委 員 長 だから、こっちでもう直ってるからいいんだよ。これに今度上書きしていくから。じゃないの。

内 田 委 員 違う違う。

平 野 委 員 ②のところだよ。

内 田 委 員 ②の。

委 員 長 ああ、そうか。適正が保たれない。

中 野 委 員 ああ、内田議員が直してるということ。

内 田 委 員 そうそう。「保てないということである」にしたんだけど。ここのね、町民にとって不利益になる可能性の部分が、①でもね、町民にとって利益とならないという、言い方は違っても同じ意味じゃないかと思って。利益にはならないというのと、不利益になる可能性がある。だから、あえてそれは消して。

委 員 長 6番、どうですか。よろしいですか。

井 上 委 員 実際に両方をやってみないと、やっぱり金額がどちらが、契約金額と見積額がどちらが低いかが、はっきりわからないということから、可能性を含んでいるということ

内 田 委 員 そういう意味ですね、多分ね。

中 野 委 員 可能性ね。必ず不利益になるということではなく、可能性があるということ。ああ、なるほど。

井 上 委 員 何回か、2回、3回やった中ではね。

中 野 委 員 上は、必ず不利益だよと。なるほど。意味が違うということ。じゃあ、このまま。

委 員 長 では、原案を生かしてよろしいですね。原案どおりですね。

(「はい」の声あり)

これで、できたのかな。局長、ちょっと通して読んでみてください。皆さんもよくチェックをお願いします。

議 会 事 務 局 長

5、まとめ。地方自治法第100条第1項により町民文化センターE S C O事業の事務に関する調査を行う特別委員会を設置した理由は、町長の議会制民主主義に対する判断と自治体の行政を執行する上での基本となる契約等の執行が適正になされなかったことである。

1点目は、町長の考え方と議会の考え方及び議決された結果が相入れない場合、町長の判断を優先すべきだとしたことである。町長は重大な事業である町民文化センター改修事業について、執行者として起債を伴う大事業は当然当初予算に計上し、他の事業とあわせて町の財政運営に対する議会の判断を仰ぐべきであった。また、年度中途での補正予算で事業執行を図ろうとするのなら、議会に対し丁寧な説明、情報提供、そして早めの対応をすべきであったが、そうした説明や情報提供及び議会での審議時間もほとんど取られず、まして町議会議員の改選直前の議会に上程したことは議会軽視と言わざるを得ない。さらに、町民文化センター改修事業の補正予算について、町議会議員の改選間際に専決処分を行い、その専決処分を議会が不承認としたにもかかわらず、工事請負契約を締結したことは、まさに二重に議会の意思を尊重しない結果となった。

2点目は、大規模事業の工事契約を行う手順について、町が民間事業者と契約し、工事等を請け負わせる際、競争入札という基本を遵守しなかったことである。町民文化センター改修事業という事業の性格から、また1億5,000万円余の事業費から見ても、プロポーザル方式で1者随意契約、契約金額の基礎となる設計委託、設計監理なども全て1者とする契約では、競争の原理が働かず、また想定外の工事等が発生する等の事態もあり、契約金額の適正性が保たれない。

今回、町長がこのような不適切な専決処分及び契約行為を行ったことに対し、再びこのようなことを起こさないためには、今後、議会として契約行為の内容を常に確認し、不適切な項目を指摘していくという議会の姿勢を強くあらわしていかなければならない。

以上から、本特別委員会を9回開催し得られた結論は、「①議会を尊重しない町長の判断は、結果、町民にとっての利益とはならない。②町民文化センターの改修は長年の課題であり、議会は改修事業の必要性和町の財源確保の努力は理解している。しかし、不適切な予算措置、契約行為による執行は、契約金額等の適正性が保たれず、これは町民にとって不利益となる可能性を含んでいる」である。

最後に、今回の特別委員会の調査は100条を適用するまでには至らなかったが、この報告書で完了する。なお、ここに提起した問題点について町側には猛省を促したい。今後、松田町において、町と議会が適正な行政運営及び議会制民主主義を行っていくことで、さらなる町民の福祉向上が図れることを、松田町議会として強く意識し、努めていかなければならない。

委員長 はい、ありがとうございます。では、ただいまの内容について、これで決定ということによろしいでしょうか。

(「はい」の声多数)

では、そのように取り扱わせていただきます。これ、後で修正したものを竹内局長からお渡しするようにさせていただきます。

まとめについてですが、一応これで大体固められたと思います。平野委員から一度相談があったのが、やはり結構短い時間の中でやっているんで、一つ一つのこの1ページから15ページまでの文章の中の語尾の統一ですとか、前回も御提示したように、8月定例会、3月定例会が実際には第1回定例会、第3回定例会が正しいですね。それを括弧処理とかでしっかり記載しないとイケない。文章によっては、ちょっとした直さなきやイケないことがあります。これについては、きょう全部やるというのは難しいと思いますのでね、私と副委員長、それと事務局に一任させていただいて、文章の趣旨は絶対変えることはないということで。わかりやすいように、若干さわらせていただきたいと、このようなことによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

では、お諮りいたします。報告書に関する御意見、いろいろ出し尽くされたようです。それでは町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告書につ

いて採決に入ります。ただいま修正を行いました報告書を了として、3月13日の定例会最終日に報告を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

(私語あり)

じゃあ、もう一度言います。この…簡単に言うと、報告書を本会議に出して委員会報告してよろしいかということです。それをきれいにお話ししますと、本日修正を行いましたこの資料です。修正を行った内容、これの報告書を了として、3月13日の定例会最終日に報告を行うことに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数で委員会報告は別紙報告書とすることに決定いたしました。(「ちょっと待ってください。間違えました。」の声あり)

平野委員 少数意見を留保します。

南雲委員 意味がわからなかった。ごめんなさい。留保する場合は、手挙げちゃいけなかったんです。すいません。

委員長 今2回採決したんですけども。いかがいたしましょうか。(「すいません」「1回目は挙げてない」の声あり)

井上委員 どうでしょうかって、何をどうするんですか。

委員長 今、賛成多数で決定いたしました。(「少数意見の留保をさせていただきます。」の声あり) 挙手してくださいよ。

平野委員 少数意見の留保をさせていただきます。だから、報告書は了とはできない。了とは、私は判断しないという意見を留保いたします。

委員長 暫時休憩させてください。(15時30分)

委員長 (15時34分)

少数意見の留保ということで、4番委員からありましたので、書面で提出をお願いいたします。

平野委員 今ですか。

委員長 はい。

井上委員 それはですね、報告書を出すということなんですよね。少数意見の。報告書をね。

委員長 そういうことでしょうか。代替案をね。では、その報告書のコピーをして、皆様に発表していただきたいと思います。暫時休憩いたします。(15時35分)

委 員 長

(15時40分)

賛成多数で委員会報告は先ほどのこの修正案を直したもので行うことに決定いたしました。

平 野 委 員 員 少数意見を留保します。

委 員 長 ただいま4番から少数意見留保ということなんですけれども、そのことについて、局長ちょっと説明をお願いします。少数意見の留保の手続についての説明をお願いいたします。

議 会 事 務 局 長 松田町議会会議規則に載っております第75条、少数意見の留保。委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2、前項の規定により、少数意見を留保したものがその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書をつくり、委員会の報告書が提出されるまでに委員長を経て議長に提出しなければならない。以上です。

委 員 長 今、局長が読み上げたとおり、賛成者1人ですので、少数意見の留保はできません。したがって、本会議場で討論というふうな形で意思表示をしていただければありがたいと思います。

平 野 委 員 員 わかりました。

委 員 長 お諮りします。皆様のお手元にある報告書、これについては先ほどもお話ししたように清書して、3月13日に議場にて配付させていただきます。この後に、暫時休憩の時間があれば、最後のまとめの部分だけお出ししたいなというふうに考えていますので、よろしくをお願いします。

それでは、この議題1の…（私語あり）私語は慎んでください。それでは、議題1のこの修正案については、これをもって終了とさせていただきます。

次に、その他。今後の日程ということで何かありましたら御意見いただきたいと思っております。

井 上 委 員 員 ここでですね、9回に及ぶ特別委員会、委員会をですね、審査してきた結果というのが、先ほどの報告書ということで、ただこれはですね、まとまって、委員長から議長への報告があつて、それに対しての本会議でですね、それを採決をするということだけです。やはり今回ですね、一番問題となったのは、こ

の報告書の中に記載されていますように、松田町議会が議決をする権利に対してですね、そういった権利を尊重されなかったということで、やはり町長側、町民のほうにも松田町議会の意識をですね、表明するということが、決議書をつくりましたので、それを皆さんにお諮りしてですね、今後松田町議会としての先ほどの最後のまとめの文章の中にもありましたように、強く意識し、努めていかなければならないといったことを決議書によってですね、表明をしたいと考えますので、ぜひ委員長のほうでですね、議案としていただきたいと思えます。いかがでしょうか。

委員長 　ただいま井上議員から決議書の取り扱いについて相談がありました。4期以上の先輩議員の方は、平成23、4年ごろに松田警察署の現在地での建てかえ、これに対する決議を行っています。議会で決議して、それで県会議員の方とか町長だとか、いろんな政治家の方が動いて、今の松田警察署が建てかえられたことになりました。そのときに議会としての意思表示ということで決議をやっています。あと、1期、2期の方は、多分決議書といっても、余りぴんとこないと思います。そこで、井上議員が先ほど説明されたんですけども、議会事務局のほうから、決議書に関する資料を用意していただいて、それを配付していただいて、決議に対して、温度差があるといけないので、しっかり認識していただいて、それからもう一度、井上議員の話聞いたほうが皆さん理解いただけるのかなと考えます。このように取り計らってよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数）

では、暫時休憩といたします。 (15時48分)

委員長 　休憩を解いて再開といたします。 (16時03分)

初めに、決議書について、事務局から少し説明をお願いします。資料を配付したものの確認と、説明をお願いいたします。

議会事務局長 　A4縦の両面刷りのものを御用意させていただきました。これはですね、議員必携のほうにきちんと書かれているものでございます。5番、検査結果の取り扱いというところがございます。これを読みながら説明させていただきたいと思えます。

検査の結果が委員会報告書の提出の後、委員長から本会議で報告された場合、

それだけでは何ら法的効果をもたらすことにはならない。つまり、委員会の報告を是とした、本議会であっても、委員会の報告を是としたということですね。承認したよ、了としたよということにすぎないということになります。もともと検査の目的は、町村の事務処理の適正を図ることにあるのだから、議会が今後行う予算、条例などの審議や、調査活動、そして監視活動に反映させるべきものである。しかし、委員長報告の内容からして、執行機関に対して何らかの措置を要請する必要がある場合には、決議として議会の意思を明らかにして事務処理の是正を要求することになり、また問題いかんによっては不信任云々ということになります。

つまり、委員会報告を了とした場合、委員会の意見を議会で認めましたよということにとどまってしまうと。議会の総意として町長にする場合には、決議という形、これが議会の総意になるということになります。ちょっと確認すると、委員会報告の可決の場合は、町長にしてみれば、尊重はするけどねという、というニュアンスですね。尊重はするけどねと。決議の場合はですね、どっちかという、もうちょっと参酌していかなければいけないというような違いがあるようでございます。

裏面でございますが、ちょっとイメージをつかんでいただくためにですね、平成18年3月に松田警察署の松田町での存続に関する決議書ということで、これはこういったような形で決議書ができ上がってくるよというイメージを捉えていただければと思います。以上です。

委員長 どうもありがとうございました。先ほど私は平成24年ぐらいと言ったんですけど、とんでもなかったです。18年です。したがって、4期生の方もこの場所には居合わせてないです。決議いろいろありますけど、こういう形で過去にやったということで、今回の98条と違うと思いますけれども、一応何となく決議のイメージは御理解いただけたのかなということで、これをもとに再度井上委員、決議について説明をお願いします。

井上委員 内容ですか。

委員長 もう一回。

井上委員 作っておりますので、それを配付していただいてですね、それを説明をした

いと思います。いかがでしょうか。

委員長　そうですね。

中野委員　コピーできてるんで、配布していいかな。

委員長　はい、どうぞ、配ってください。

(資料配付)

では、配付されたようなので、井上議員、説明をお願いします。

井上委員　それではですね、決議書ということで説明をさせていただきます。先ほど事務局長のほうでですね、参考資料1の中で説明もありました。やはり今回の報告書をつくった中で、やはり町長のほうとしてですね、是正をしていただきたい問題ですね。議会を招集する時間的余裕がないという理由で専決処分をしたが、その理由が適当ではなかったと。高額な補正予算を議会審議の時間的・内容的に不十分な状態の中で上程をされたと。こういった内容と、あとその契約内容等もですね、そういった時間がないということに起因するかもしれないんですけども、結果としてですね、1者随意契約ということで、プロポーザルの選考委員会の内規等もですね、1者である場合にはですね、それを複数者にするというふうな規定がなく、プロポーザルの規定の中にもですね、1者でいったというようなことはぜひ是正をしていただきたいというようなことも踏まえまして、決議書をつくらせていただきました。じゃあ、最初から朗読をさせていただきます。

議会制民主主義の確立の決議。令和元年9月30日付で行われた町民文化センターESCO事業(補正第3号)の専決処分について、松田町長は議会を招集する時間的余裕がないという理由で専決処分をした。専決処分の理由を前議員の改選前の任期中に結論を出したかった。特に緊急を要する議案であり、専決すべきと判断したなどとしたが、この専決処分は地方自治法における専決処分の緊急事態への対応の拡大解釈であり、地方自治法の趣旨を誤解している。

また、町にとって高額な補正予算を、議会審議において町議会議員改選前に唐突にも提案されたことは、時間的にも内容的にも不十分であり、このような状況における専決処分は性急であり、決して町民の理解は得られない。

このような地方自治法の拡大解釈、議会を無視した専決処分、不適切な事業

執行、契約行為に関し、町議会及び町民への説明責任を果たすべきである。

町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告書を踏まえ、町長に対し今後このような行政の意思決定機関として議会の権能を損なわせることのないよう、議会の提言として、権限として最も重要な議決権を守るため、そして地方公共団体の議事機関としての議会の権利を確立するよう求めるものである。以上決議する。令和2年3月13日。松田町議会。以上であります。

委員長 この決議書については、こういった手法でこれから議場に出すのかという手続について、局長のほうでわかりますか。私はうっすら記憶があるのは、この委員会で皆様の賛否をとって、委員会としてまとめるというのが一つ。もう一つは、委員会としてまとめないで、前回井上委員のほうで98条、100条の発議しましたよね。賛成議員1名以上いて、発議でこの決議書を出すという、2つのパターンがあると思うんですけど、局長、わかる範囲で説明してもらえますか。経験豊かな事務局長をやられた井上さんでもいいんですけど。

井上委員 局長のほうも御存じだと思うんですけども、この参考資料の2松田警察は、これは発議で、本会議中の発議で、提案者と…提出者と賛成議員が…全員じゃなかったんですけども、発議でやられているらしいんです。

委員長 あと、委員会の決議というのは、どうなんですかね。それもちょっと、わかる範囲で説明してもらえますか。

井上委員 委員会での決議というのは、松田町では余りないんじゃないですか。

委員長 やってないよね。

井上委員 決議書自体をね、余りやってないので。

委員長 お諮りします。私と中野副委員長につきましては、この調査特別委員会の検査、調査、それを踏まえて調査報告書のとりまとめまでということで、議題1までをお受けしたつもりです。この内容については、私ども2人に、これからの進行は任されても、私としてはできない。やるつもりはないです。先ほどの話のとおり、できれば本会議で発議をして決議書を出していただきたい。この委員会でまとめろということであれば、私も副委員長も議長宛てに辞職をさせていただいて、新しい正・副委員長に決めていただいて、その方に今度は委員会でやることを提案させていただきます。

そのようなことで、私としてはこの内容については、ここでおしまいにさせていたいただきたいと思います。

井上委員 今、委員長の見解がありましたけれども、その前に言うべきでしたけれども、先ほど採決のときにですね、委員会報告書の採決のときに、全員賛成ではなかったんですよ。ですのでね、この決議書というのは基本的にはですね、議会の権利、議員の権利のための決議書という気持ちでつくりました。この委員会で取り上げるのはですね、全員賛成であれば取り上げていただきたかったんですけども、そうでない結果ですので、本会議におけるですね、発議ということで、何名かの方はですね、ぜひ賛成に立っていただきまして、それを発議で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 私としては、そのようにお願いしたいと思います。皆さん、そのようなことでよろしいですか。発議でやっていただく。ここではもうこれでおしまいということでもよろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

井上委員 ただですね、この内容について今ね、参考ということで、決議書をお配りしましたので、先ほどもちょっと私が読んでいてね、訂正すべき字句等もありましたので、その辺についての意見をですね、その他の中で出していただければですね、それを修正したものを13日の本会議で発議として出したいと思いますが、このようにやっていただけませんか。

委員長 暫時休憩をお願いします。(16時16分)

委員長 休憩を解いて再開いたします。(16時19分)

先ほど井上委員から、この発議による決議書に対する委員の皆さんの意見をいただきたいということだったんですけども、その前にお話ししたとおり、私も委員長も発議までは、この決議書までは一切考えてませんでした。したがって、今、私どもがこれを進めるということは辞退させていただきます。よろしくをお願いします。

内田委員 ここで議論しないということですね。これに関して。

委員長 もうしないということです。

あとは、どうしてもということであれば、私ども辞表を出しますから、続け

てやってください。それをまずどうするかということで。

井上委員 暫時休憩なり、もうここで一回じゃあ委員会を閉じていただいて。

中野委員 あとは個別に。

委員長 わかりました。では、ここで大きい区切りがつかしましたので、委員会を閉じらせていただいて、あとは皆さんで暫時休憩でやるのか、全員協議会を開いてやるのか、それはお任せしまして、私どもはここで引かせていただきます。

では、その他終わりましたので、ほかにないですよ。では、これで9回にわたる委員会、終了とさせていただきます。いろいろ御協力ありがとうございました。
(16時21分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 2年 8月 18日

町民文化センターE S C O事業

調査特別委員会委員長 田代 実

町民文化センターE S C O事業

調査特別委員会副委員長 中野 博

※松田町議会委員会条例（昭和62年松田町条例第17号）第26条の規定では、委員長が署名又は記名押印しなければならないこととなっているが、この特別委員会は、地方自治法第98条第1項による検査権及び第100条第1項による調査権の権限に基づくものであり、記録に齟齬等を生じないようにするため、松田町議会会議規則第119条の規定に基づき議長の決定により、正副委員長2名の署名を求めた。